

# 会 議 記 録

会 議 名	和光市デジタルトランスフォーメーション推進本部第7回
開 催 日 時	令和4年10月18日（火）午前10時35分～午前10時45分
開 催 場 所	庁議室
議 題	(1) 和光市行政手続のオンライン化の推進に向けた検討部会の 検討結果の報告 (2) LINE公式アカウントの活用について

## 1 和光市デジタルトランスフォーメーション推進本部第7回議付議事項について

### (1) 和光市行政手続のオンライン化の推進に向けた検討部会の検討結果の報告

それでは、「(1)和光市行政手続のオンライン化の推進に向けた検討部会の検討結果の報告」について部会長の私からご説明させていただきます。

資料1「行政手続のオンライン化の推進に向けた取組と検討部会の審議結果について」をご覧ください。

行政手続のオンライン化の推進に向けた検討部会では、子育て・介護関係の26手続きを所管する5課で組織し、マイナポータルからマイナンバーカードを用いて、利用者がオンライン手続を可能にすることを目標として、どのように取組を進めていくのか、審議してまいりました。

審議の結果について、2点ご報告いたします。

1点目は、子育て・介護関係の26手続きをマイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続きを可能にする時期については、一律に令和5年4月とはせず、各課の状況や手続き内容に応じて、なるべく早い段階で順次展開していきたいと考えております。

その理由として、実際に利用者からの受付を行う所管課にて、様式の準備や添付書類等の運用の見直し、利用者への周知等がまだ整備されていないことや、他の市民サービスと連動している手続きもあるため、一律ではなく、準備が整った課から順次導入していくことが適切と考えるためです。

段階的にはなりますが、子育て・介護関連の各手続きを所管する課の準備が整い次第、順次導入していくため、市民へのメリットは確保されております。

2点目として、実際にオンライン申請が開始された際に、受け付けたデータを処理するため、申請管理システムの導入等を進めるように国から示されておりました。

しかし、慎重に審議した結果、申請管理システムの導入等は行わず、補助金の申請も行わない方向で考えております。

理由として、申請管理システムの導入を行わなくても、所管課の事務処理に支障は出ず、業務効率の面から見ても、あまり効果は上がらないこと。初期費用に補助金が1/2支給されたとしても、維持管理費等を考えると費用対効果の観点からもメリット

は低いと考えております。

そのため、業務の運用としては、マイナポータルを經由しオンライン申請で受け付けたデータを処理する際は、担当者が手作業等で住民情報電算システムへ取り込むような運用方法となります。

最後に、マイナポータルを經由し、行政手続きのオンライン申請を行うために利用者が入力するシステムは、現在使用している埼玉県の電子申請システムを活用する予定です。

検討部会の説明については以上です。

#### 【意見・質問】

・資料1の(1)の内容で、令和5年4月の状況としてはいくつかの手続でオンライン化が展開されていくとありますが、そのあたりの状況はどうなっていますか。（保健福祉部長）

→今回は、子育て・介護の各担当に検討していただいたのですが、健康保健医療課と長寿あんしん課の業務においては11の手続で来年4月から運用が可能との回答を頂いています。（事務局）

・子育てに関しては準備が整い次第ということでしょうか。（子どもあんしん部長）

→おっしゃる通りです。（事務局）

→その手続きが具体的にどういったものか教えていただけますでしょうか。（子どもあんしん部長）

→例えば、ネウボラ課では児童手当等の受給資格、額認定の手続き、氏名・住所変更といった業務があげられています。また、保育サポート課では保育の支給認定の申請、保育の施設利用申請といった手続があがっています。（事務局）

## (2) LINE公式アカウントの活用について

それでは、「(2)LINE公式アカウントの活用について」ご説明させていただきます。

まず初めに、前回の本部会議でご案内しました「和光市LINE公式アカウントを活用した住民票等の各種証明書の発行」につきましては、10月11日（火）付で、サービスを開始しています。現在、マイナンバーカードを用いた「住民票の写し」、「住民税決定証明書」、「非課税証明書」の3つの証明書の発行が可能となっています。

次に、資料2をご覧ください。

当該資料につきましては、LINE公式アカウントを活用した行政サービスの例示となっております。

資料の中では、申請行為や予約に関する手続きがメインとなっておりますが、この例示以外にも職員のアイデア次第で、様々な形にカスタマイズすることも可能です。資料裏面につきましては、フォローアップ機能が掲載されています。今までできなかった相手とのやり取りも可能となりましたのでご確認ください。

今後、LINE公式アカウントの活用について、サイボウズ掲示板での掲載や事業

者による説明会等を予定していますので、各部局におかれましては、積極的な活用をご検討ください。

【意見・質問】

・なし

以上